

小笠原村における新たな住まいのモデル事業の実施にかかる 費用の負担に関する協定（令和4年度）

東京都（以下「甲」という。）と東京都住宅供給公社（以下「乙」という。）とは、令和2年4月30日付小笠原村における新たな住まいのモデル事業に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第3条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。なお、建設が2か年にわたるため、各年度において協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が基本協定に基づき小笠原村において住宅を建設するために要する費用の負担について、令和4年度における必要な事項を定めることを目的とする。

（対象住宅）

第2条 本協定における費用負担の対象となる住宅は、乙が小笠原村において建設する次の住宅とする。

一 （仮称）J K K 小笠原住宅（東京都小笠原村父島字西町24番4）

（費用負担）

第3条 甲は、乙が本協定に基づく住宅を建設する際に係る以下の島しょ特有の事情に係る費用及び甲が乙に対し指示した費用について、甲の予算の範囲内で負担する。ただし、令和4年度末時点での事業の出来高に応じた負担とする。

一 建設資材や作業員等の本土からの海上輸送費、滞在費、島内輸送費等の費用
二 甲が乙に対して指示した再エネ設備等（太陽光発電、蓄電池、EV充電器、雨水タンク）の本体及び接続部材の購入費及び設置に係る費用

（実施計画）

第4条 乙は、本協定に基づき、本事業に着手するときは、あらかじめ令和4年度の事業の実施に係る以下の内容を記載した実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

一 実施体制
二 工事工程（令和4年度）
三 概要図
四 工事内訳書（概算）
五 緊急時の連絡体制
六 その他必要な事項

2 乙は、前項により承認を得た計画をやむを得ず変更する場合は、あらかじめ甲に協議の上、計画変更届を提出し、甲の承認を得るものとする。

（実績報告書の提出）

第5条 乙は、令和4年度の事業が完了したときは、甲に実績報告書を提出しなければな

らない。

- 2 実績報告書には、乙が実施した工事に係る契約書等、工事に要した費用の内訳、支払いを証する書類及び現場の写真等を添付するものとする。
- 3 甲は、実績報告書の内容を確認し、前条の実施計画の内容に適合すると認めるとときは、乙に対してその旨を通知するものとする。

(費用の支払)

第6条 乙は、前条第3項の通知があったときは、甲に対して、第3条に基づく費用を請求することができる。

- 2 甲は、乙から請求のあったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払わなければならない。

(事業結果の報告)

第7条 乙は、令和4年度の事業が完了したときは、施工環境など住宅建設における小笠原村と本土との差異や小笠原村での住宅建設の留意点、今後の建設に向けた課題、解決策の案等を整理し、事業の実施の結果として、書面にて甲に報告しなければならない。

(その他協議事項)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月11日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
東京都住宅供給公社
理事長 中井敬三